

6月から市役所1階に「くらしの手続きプラザ」を開設

6月1日(木)から、市役所本庁舎1階を「くらしの手続きプラザ」としてリニューアルします。市民の皆さんにとってより便利な窓口を目指していきますので、どうぞご利用ください。

新しい窓口の特徴

- ① 転入・転出、出生届等の受け付け時に、児童手当などの手続きも受け付けます
- ② パスポート事務を行います
- ③ 手続きの際に、申請書に記入する回数を減らすようにします

手続きのイメージ

窓口	手続きの種類	窓口	手続きの種類
戸籍住民課 (本庁舎1階)	・住民異動届 ・住民票の写しなど交付請求 ・マイナンバーカード(通知カード)の申請など	くらしの手続きプラザ (本庁舎1階)	・住民異動届 ・住民票の写しなど交付請求 ・児童手当の認定請求 ・福祉医療費の受給資格認定申請 ・介護保険の要介護認定申請 ・マイナンバーカード(通知カード)の申請など
保険料課(本庁舎1階)	・国民健康保険税の試算		保険料課 (本庁舎1階)
長寿社会課 (すこやかプラザ3階)	・介護保険の要介護認定申請		
子ども支援課 (すこやかプラザ4階)	・児童手当の認定請求 ・福祉医療費の受給資格認定申請		

☎ 戸籍住民課 ☎ 24-1111

第6次行財政改革推進計画(後期プラン)を策定しました

本市では、平成29年度から33年度までの5年間の行財政改革の取り組みをまとめた行財政改革推進計画(後期プラン)を策定しました。

行財政改革の必要性

近年では人口減少や少子高齢化が進み、市税収入の伸びが期待できない中、医療や介護などの社会保障費、公共施設の維持費などは増加していく見込みです。一方で、住民に身近な行政を地方自治体が担う「地方分権改革」が進められ、本市の役割はこれまで以上に増えています。本市では平成33年度までに約128億円の収支不足が見込まれており、今後行政サービスを維持していくためには、規模(施設や職員の数)を適切に調整したり、市民のニーズに合ったサービスや事業を選択したり、NPO法人や自治組織などとの協働によりサービスを行ったりするなどの行財政改革に取り組んでいく必要があります。

取り組みの視点

3つの視点に基づいてプランを推進していきます。

- ① 職員による自発的な改革の取り組み
多様化する市民のニーズを的確にとらえ、少ない経費でより良い行政サービスを提供できるように、職員が自分の仕事を改革・改善する意識改革を進めます
- ② 適正な行財政規模への是正と受益者負担の適正化
行政サービスを安定的に提供できるように、適正な行財政規模への是正を進めます。また、施設などの利用者と未利用者の中で負担の公平性を図ります
- ③ 官民連携の推進
市民へ市政情報を分かりやすく伝え、市政への参画や市と連携して公共サービスの提供に取り組む環境づくりを進めます

推進体制

プランを実現するため、市議会や市が設置した外部組織から幅広く意見を聞きながら、市役所全体で改革改善に取り組みます。具体的な取り組みについては、次号以降の広報させばで紹介していきます。

☎ 行財政改革推進局 ☎ 24-1111

市職員採用試験を実施します

試験日 6月25日(日) 試験会場 長崎国際大学

受付期間 5月1日(月)～31日(水)

試験案内、申込書の配布場所

市役所玄関案内・職員課、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター

※市ホームページからもダウンロードできます。

試験職種	採用予定数	受験資格
事務職(大学)	15人程度	昭和62年4月2日以降に生まれ、大学またはこれと同等と認められる学校を卒業した人、来年3月までに卒業見込みの人
事務職(埋蔵文化財担当)	1人	次の要件を全て満たす人 ・昭和57年4月2日以降に生まれ、大学を卒業した人で、学芸員資格を持つ人 ・大学で考古学を専攻した人または学芸員資格を取得した後に文化財発掘調査の経験を持つ人 ・普通自動車運転免許を有する人
土木大学A(卒業見込み者対象)	4人程度	大学またはこれと同等と認められる学校の専門課程を来年3月までに卒業見込みの人
土木大学B(既卒者対象)	5人程度	昭和53年4月2日以降に生まれ、大学またはこれと同等と認められる学校の専門課程を卒業した人

※大学=学校教育法による4年制大学。

試験職種	採用予定数	受験資格
水産(大学)	1人	昭和62年4月2日以降に生まれ、大学またはこれと同等と認められる学校の専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人
建築	2人程度	次の要件のいずれかを満たす人 ・昭和62年4月2日以降に生まれ、大学またはこれと同等と認められる学校の専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ・昭和53年4月2日以降に生まれ、一級建築士の資格を持つ人で、建築分野での計画・設計または工事監理について民間企業での実務経験が通算で8年以上ある人
獣医師	1人程度	次の要件のいずれかを満たす人 ・昭和56年4月2日以降に生まれ、獣医師免許を持つ人か、来年5月までに取得見込みの人 ・昭和52年4月2日以降に生まれ、公衆衛生従事の経験があり、獣医師免許を持つ人
薬剤師	1人程度	昭和53年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を持つ人か、来年5月までに取得見込みの人

☎ 職員課 ☎ 24-1111

民生委員制度は創設100周年を迎えます

民生委員は厚生労働大臣から委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って相談に応じたり、必要な支援を行ったりしています。民生委員は児童委員も兼ねており、子どもの見守りや子育て・妊娠中の心配事の相談なども行っています。本市では629人の民生委員・児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員活動 7つのはたらき

- ① 担当区域の住民の実態や福祉需要を把握します
- ② 相手の立場に立ち、親身になって相談に応じます
- ③ 社会福祉制度やサービスの内容、情報を住民に的確に

提供します

- ④ 関係機関に連絡し、対応を促すパイプ役となります
 - ⑤ 住民の福祉需要に対応し、適切なサービスが提供されるよう支援します
 - ⑥ 住民が求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作ります
 - ⑦ 地域の問題点について、関係機関等に意見を提起します
- 民生委員・児童委員には守秘義務があります。困りごと、悩みごとは気軽にご相談ください。

☎ 保健福祉政策課 ☎ 24-1111

3月定例市議会で可決等された主な議案

2月24日(金)～3月24日(金)に開かれた3月定例市議会で可決等された51議案の中から主な議案の概要をお知らせします。

工事請負契約締結の件

三浦地区の岸壁を延伸して整備するため、ジャケット式棧橋の製作に係る請負契約を締結するもの



④みなと整備課 ☎22-6127

市有財産取得の件

市営工業団地の整備事業用地として、相浦地区の土地の取得を行うもの

④企業立地推進局 ☎24-1111

市役所の組織が一部変わりました

業務の見直しなどにより、4月1日から市役所の組織の一部が変わりました。

新設

- ・非強制徴収債権等の債権管理について指導・助言を行い、債権管理のあり方について検討し提案するため「債権管理対策室」を新設

廃止・新設

- ・地域公共交通網の形成・再編など公共交通政策の推進を図るため「公共交通推進室」を廃止、「地域交通課」を新設
- ・指定管理者制度導入に伴い、「卸売市場」および「水産市場」を廃止、「卸売市場管理事務所」を新設

廃止

- ・くらしの手続きプラザ開設、番号制度導入準備の完了に伴い、「総合窓口・番号制度準備室」を廃止
- ・ねりんピック長崎2016の終了に伴い「ねりんピック推進室」を廃止
- ・市民会館の閉館に伴う「市民会館」の廃止

名称変更

- ・くらしの手続きプラザ開設に伴い「戸籍住民課」を「戸籍住民窓口課」へ名称変更 ※6月から。

④行財政改革推進局 ☎24-1111

高濃度 PCB 廃棄物の早期処理を

PCBとはポリ塩化ビフェニルという化合物の総称で、変圧器やコンデンサー、蛍光灯用安定器等の絶縁油などに使用されていました(現在製造中止)。体内で分解されにくく、少しずつ蓄積されることで、さまざまな症状を引き起こす原因となり、昭和43(1968)年に食用油にPCBが混入して健康被害を起こした「カネミ油症事件」で大きく取り上げられました。

高濃度 PCB 廃棄物にはどんなものがありますか

昭和28年から47年に国内で製造された変圧器、コンデンサー等には絶縁油にPCBが使用されたものがあり、高濃度PCBに該当するかどうかは、電気機器の銘板に記載されている製造年や型式などから判別できます。こうした電気機器は通常600V以上の高い電圧を引き込んでいる工場やビルなどの受電設備にあります。使用中の変圧器やコンデンサー等に近づくと感じる恐れがあり大変危険なので、確認作業の際は必ず電気主任技術者に依頼してください。



変圧器(左)とコンデンサー(右)

高濃度 PCB 廃棄物は期限内に処分を

本市を含む北九州事業エリアでは、高濃度PCB廃棄物(変圧器、コンデンサー等)は平成30年3月31日までに処分を完了しなければならないと法律で定められています。期限を過ぎると使用できなくなるほか、処分や必要な手続きが完了していない場合には、罰金などの罰則もあります。

高濃度 PCB 廃棄物の処分手続きについて

高濃度PCBを使った機器は、回路から切り離して廃止手続きを行う必要があります。処理を委託するときは、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)での事前登録や、市への保管届出等の手続きが必要です。

※運搬・処分を委託する契約は書面で行ってください。
※詳しくはお尋ねください。

④廃棄物指導課 ☎20-0660

日本遺産を巡る

海軍さんの散歩道

港まち歩きツアー



普段は一般の立ち入りができない、海上自衛隊佐世保地方総監部敷地内の地下壕にある「防空指揮所跡」(1942年完成)。佐世保鎮守府が運用し、管内内の防空指揮を担った施設です。この貴重な施設が、4月から始まった「海軍さんの散歩道 港まち歩きツアー」によって、初めて公開されることになりました。この他にも、ツアーでは、本年3月で退役した護衛艦「くらま」内の食堂をイメージした「くらま食堂」をはじめ、市街地に残る数々の海軍ゆかりの地を海上自衛隊OBがご案内します。佐世保の歴史を五感で感じることができる貴重なツアーに、どうぞご参加ください。

日 程 毎週金曜日(3日前までに要申し込み)
定 員 20人(最少催行8人)
※申し込みは日本国籍を有する方に限ります(写真付き公的身分証明書が必要です)。
料 金 2400円(ガイド料・昼食・保険含む)
所要時間 約3時間30分
コース
9時20分 旧佐世保鎮守府凱旋記念館(市民文化ホール)前集合 凱旋記念館↓下士官兵集会所跡碑↓海軍橋↓海上自衛隊史料館↓総監部・海兵団兵舎・渡り橋・防空指揮所・鎮守府表門跡見学↓くらま食堂見学↓13時 到着・解散 海兵団兵舎(総監部内)
※諸事情によりコースが変更になる場合があります。

申し込み・問い合わせ
佐世保観光情報センター ☎22・6630



写真(右から) 防空指揮所跡入口、くらま食堂入口、くらま食堂で提供される海鮮カレー

このツアーと、電港クルーズ・海上自衛隊艦艇見学がセットになった「パスツアー」(所要時間約6時間)もあります。